

6. エネルギー分野

エネルギー(1)	電気工作物にかかる重要変更以外の事後届出の見直し【新規】
規制の現状	<p>発電、変電、送電、配電等に用を供する電気工作物に関しては、設置場所、周波数、電圧等の事項について、</p> <p>①重要変更がある場合には事前に経済産業大臣に届出を行うこと(第9条第1項)、</p> <p>②重要変更以外の場合は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届出を行うこと(第9条第2項)が求められている。</p>
根拠法令等	電気事業法第6条第2項第4号、第9条第1項、第9条第2項
要望内容	<p>発電、変電、送電、配電等に用を供する電気工作物に関し、重要変更以外の変更に係る事後届出(第9条第2項)を見直すべきである。少なくとも、事後届出の必要性を精査し、特に軽微なものについて届出を廃止すべきである。</p>
要望理由	<p>一般電気事業者は、電力の安定供給を確保する使命から、日々、電力系統の電気工作物を工事、維持及び運用している。電事法第9条による届出は電力の安定供給を確保する主旨でなされており、その観点からは、重要変更(第9条第1項)に係る事前届出で十分と思われる。</p> <p>おりしも、第9条第2項の電気工作物の変更(重要変更以外)に関しては、1995年の電事法改正に際しても、「発電事業の自由化や保安規制の合理化と軌を一にして、電気事業者の自主的な経営判断によるべきとの考え」とされた経緯がある。</p> <p>重要変更以外の届出が必要となる事項は、たとえば、ある会社では年間約200件と数多く発生しており、多大な負担が課せられている。届出業務が緩和されれば、官民双方での業務効率化につながる。</p> <p>したがって、重要変更以外の変更に係る事後届出(第9条第2項)を見直すべきである。少なくとも、事後届出の必要性を精査し、特に軽微なものについては電気事業者の自主的な管理に委ねることとして、届出を廃止すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部市場整備課

エネルギー(2)	風力発電所の風車羽根(以下「ブレード」という)の回転範囲への地役権設定に伴う許可基準の緩和
規制の現状	風力発電所のブレード回転範囲に地役権を設定する場合は、農地法第3条の権利移動の許可不要の特掲事業(農地法第3条第1項、農地法施行規則第3条)に記載されていないため、許可申請が必要となっている。
根拠法令等	農地法第3条
要望内容	発電事業者が風力発電所を建設するにあたり、ブレード回転範囲に地役権を設定する場合は、一般電気事業者が送電線または配電用の電線を設置するため農地等に地役権を設定する場合と同様に、農地法第3条の権利移動の許可申請を不要とすべきである。
要望理由	<p>風力発電は、地球温暖化対策に資する新エネルギー発電設備のひとつであることから、建設をスムーズに進められるよう関係手続を簡素化し、その普及・拡大を促進すべきである。</p> <p>風力発電所のブレード回転範囲において承役地となる農地については、地役権設定者が地表面を占有するものではなく、土地所有権者は農地として使用・収益が可能であることから、許可を要しない送電線・配電線下と同様に農地法第3条の許可申請を不要とすべきである。</p> <p>2007年度要望に対する所管省庁からの再回答においては、「本年(2007年)秋ごろを目途に、農地政策の見直しの全体像と工程表を取りまとめる予定であり、この結論を踏まえた上で対応」と回答されており、一定の評価をしたい。本要望の趣旨が実現するよう、引続き、早期かつ前向きに検討すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省

エネルギー(3)	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)における水力エネルギーの規定の緩和【新規】
規制の現状	RPS法の対象エネルギーのうち、水力については、出力1,000kw以下の水力発電所の原動力として用いられるものと規定されている。
根拠法令等	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第2条第2項 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令第1条
要望内容	RPS法の対象エネルギーのうち、水力発電所の原動力は、1,000kw超へと対象範囲を拡大・緩和すべきである。
要望理由	<p>資源エネルギー庁に設置された水力発電に関する研究会では、「水力発電は、我が国のエネルギー政策の基本方針である安定供給の確保及び環境への適合に合致した極めて重要なエネルギー源である」と指摘されている。</p> <p>また、同庁のホームページに紹介されているデータによれば、未開発の包蔵水力(技術的・経済的に利用可能な水力エネルギー量)は、出力区分が1,000kw未満の電力量を1とした場合に、1,000～3,000kw未満で約7倍、3,000～5,000kw未満で約6倍、5,000～10,000kw未満で約7倍となっており、対象の緩和措置によって追加的に増加する水力エネルギー量は大きい。</p> <p>政策的な誘導の対象を拡大することにより、わが国における水力発電の活用が一層進むと考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部 新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室